

「神奈川県手話推進計画」の改定について

平成28年3月に策定した「神奈川県手話推進計画」については、令和2年度に計画の改定を予定していたが、新型コロナウイルス感染症対策の影響により、改定時期を令和3年度に変更した。今般、計画の改定素案を作成したので報告する。

(1) 改定のポイント

ア ろう者への理解を深める取組の推進

手話の普及を推進するため、手話への理解の前提となる、ろう者への理解を深める取組を一層進める。

また、地域や学校と連携し、聞こえる子どもやろう児（聴覚障がいのある子ども）をはじめ、さまざまな世代に対して取組を展開する。

イ ろう児の手話獲得の機会の充実

ろう児の手話獲得の機会の提供や、学校での個々の特性に応じた手話の習得、ろう学校での手話による学習などの取組を進め、ろう児とその保護者を支援する。

ウ 手話による情報取得や手話が使用される機会の充実

手話によるろう者の社会参加の推進に向けて、日常生活において、手話による情報取得や手話が使用される機会の充実を図る。

また、災害や感染症拡大時など、非常時において手話で意思疎通できる環境の整備を、ICT技術活用の視点も取り入れながら促進する。

エ 専門人材の計画的な養成や活動環境の充実

手話通訳者、盲ろう者通訳・介助員など、ろう者や盲ろう者の社会参加に欠かせない専門人材の計画的な養成に努め、派遣の機会を拡充するなど、活動環境の充実を図る。

オ 盲ろう者に関する記述の充実

計画における手話には、盲ろう者の使う接近手話や触手話も含まれることから、手話を使う盲ろう者に関する記述の充実を図る。

カ その他

計画の取組成果の指標として、成果指標を設定するとともに、手話

交流会「しゅわまる」や電話リレーサービスなどの新しい動きについてコラムなどで記載する。

(2) 改定素案

参考資料2「神奈川県手話推進計画（令和4年度～令和8年度）」素案のとおり

(3) 改定素案に対するパブリック・コメントの実施

令和3年10月18日（月曜日）から令和3年11月16日（火曜日）まで実施（現在意見取りまとめ中）

(4) 今後のスケジュール

- 令和4年1月 神奈川県手話言語普及推進協議会において改定計画案を審議
- 2月 第1回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告
- 3月 社会福祉審議会において改定計画案を審議
改定計画の決定

(参考)

改定の概要

ア 改定の趣旨

ろう者とうろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現に向けて、計画を改定する。

イ 計画の位置付け

神奈川県手話言語条例第8条第1項に基づき、手話の普及等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する。

ウ 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とする。

エ 対象区域

県内全市町村とする。

オ 留意事項

神奈川県手話言語普及推進協議会などの場において、当事者団体や関係者等と十分な意見交換を行うとともに、パブリック・コメントに寄せられた意見の検討期間を十分に確保することで、丁寧に改定作業を進める。